

令和7年度 近江八幡市職員採用試験案内【Uターン・Iターン採用（10月採用）】

令和7年度近江八幡市職員採用試験を次のとおり行います。

令和7年5月1日

近江八幡市職員選考委員会

1 試験区分、採用予定人員 ≪令和7年10月1日採用≫

試験区分	職 種	採用予定人員	備 考
Uターン・Iターン採用	一般行政職	2名程度	採用日 令和7年10月1日

2 職務の内容

- ・一般行政職・・・行政部門全般の行政事務に従事する。

3 受験資格

(1) 次のいずれにも該当する人が受験できます。

- ・平成2年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人
- ・令和7年5月1日現在で滋賀県外に在住し（滋賀県外に生活の本拠があり、滋賀県外の市区町村の住民基本台帳に記録されていること）、滋賀県外の民間企業等（会社員、公務員、団体職員、NPO法人職員、自営業者等として、週34時間以上の勤務）の事業所に勤務している人
- ・令和7年5月1日現在で職務経験が3年以上の人。職務経験とは、同一の民間企業等（会社員、公務員、団体職員、NPO法人職員、自営業者等として、週34時間以上の勤務）において6か月以上継続して就業した期間が該当し、複数の職務経験がある場合には通算することができます。（連続して1か月を超えて職務に従事していない期間（産前・産後休暇は除く）は、実務経験期間に通算されません。したがって連続して1か月を超えて取得した病気休暇や育児休業の期間は、職務経験に含まれません。）
- ・採用後、近江八幡市内に定住できる人

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 近江八幡市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 第1次試験

(1) 日時及び方法

試験区分	日 時	内 容（※予定）
Uターン・Iターン採用 一般行政職	令和7年6月15日（日） 8:45 受付開始 9:00 着席 9:15 試験開始 14:30 終了予定 ※	・集団面接 ・集団討論 ・性格特性検査(20分)

※ 受験者数により、面接等の内容や終了時刻が変更となる場合があります。

(2) 提出書類

- ア 申込時 試験申込書、職務経歴書、志望動機記述書、自己紹介書
- イ 2次試験受験時 履歴書、住民票（本籍地・続柄等の記載は不要、令和7年5月1日現在の住民票所在地が確認できるもの）等

- (3) 会 場
滋賀職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ滋賀）
近江八幡市古川町 1 4 1 4 番地
ア 会場に受験者用の駐車場はありませんので、公共交通機関等でお越しください。
イ 受験者が多数となった等の場合には会場を変更する場合があります。
ウ 会場周辺には飲食店がありませんのでご注意ください。
- (4) 第 1 次試験の結果
試験の結果については、7 月上旬（予定）までに受験者に通知するほか、近江八幡市役所前掲示場及び市ホームページで発表します。

5 第 2 次試験

- (1) 日時、場所については、第 1 次試験合格者に通知します。
(2) 試験の内容（予定）
・口述試験、作文試験等

6 最終の合格発表

8 月上旬を予定しています。

7 採用及び給与

- (1) 職務経験の確認のため、採用決定時に職歴証明書（勤務先による在職証明）を提出していただきます。
(2) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、令和 7 年 1 0 月 1 日以降その中から必要に応じ順次採用が決定されます。なお、名簿は原則として 1 年間有効です。（最終合格者は、原則として令和 7 年 1 0 月 1 日に採用されます。）
(3) 「3 受験資格」を満たしていることが、確認できない場合は、採用される資格を失います。
(4) 給料は、近江八幡市職員の給与に関する条例等により経歴その他を勘案のうえ決定されますが、例として 5 年間の職務経験がある人の場合の月額（給料・地域手当）は、
（大学卒）2 4 6, 2 2 8 円、（短大卒）2 3 4, 6 0 0 円、
（高校卒）2 2 4, 4 0 0 円
程度となります。給料のほかに期末・勤勉手当、通勤手当等がそれぞれ支給条件に応じて支給されます。職務経験期間に応じ初任給の加算調整があります。
(5) 勤務地により、勤務形態が変則勤務になることがあります。

8 受験手続及び受付期間

- (1) 申込用紙の請求
ア 申込用紙は、近江八幡市総務部人事課で配布します。
イ 郵便で請求される場合は封筒の表に「職員採用試験申込書請求（Uターン・Iターン採用）」と記載し、返信用封筒（サイズは長三23.5cm×12cm程度）に 1 1 0 円切手を貼って宛名を明記のうえ同封してください。なお、返信用封筒が同封されていない場合や切手が貼付されていない場合は返送しません。
ウ 近江八幡市ホームページ（<https://www.city.omihachiman.lg.jp>）からも様式等をダウンロードできます。（試験申込書についてはA 4 判で印刷してください。）
- (2) 受験の申込
ア 申込用紙に必要事項を記入し、提出書類とあわせて、近江八幡市職員選考委員会（総務部人事課内）に提出してください。
イ 申込用紙を郵送する場合は、記入済みの申込用紙と宛名を明記した返信用封筒（1 1 0 円切手貼付済みのもの）を封筒に入れ、その表に「採用試験受験申込（Uターン・Iターン採用）」と記載してください。なお、返信用封筒が同封されていない場合や切手が貼付されていない場合は返送しません。
※申込の時には写真は貼らないでください。
ウ 受験時において、障がいの状況により合理的な配慮を必要とされる人は、具体的な内容について、申込用紙に記入または申込時に申し出てください。
エ 申込は、近江八幡市職員選考委員会が令和 7 年 6 月 2 3 日（日）に第 1 次試験を行う近江八幡市職員採用試験のうち 1 職種に限ります。（重複申込不可）
- (3) 受付期間
令和 7 年 5 月 1 日（木）から 6 月 2 日（月）までの期間の執務時間中（午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで）に受け付けます。（土曜日、日曜日、祝日は受付できません。）
なお、郵送による申込の場合は 6 月 2 日消印分までのものに限り受け付けます。

9 その他

(1)最終合格者（採用予定者）の希望等により、採用日（令和7年10月1日）以前に本市の会計年度任用職員として任用する場合があります。

(2)この試験についての問い合わせは次のところにして下さい。

〒523-8501 近江八幡市桜宮町236番地

近江八幡市総務部人事課

TEL (0748) 36-5554(人事課直通)

FAX (0748) 32-3237

e-mail 010410@city.omihachiman.lg.jp

※ 出願書類等に記入された個人情報、本市採用試験に関わる事項及び個人を特定しない各種統計資料作成のために使用します。本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供することはありません。

【会場案内】

- ・ JR琵琶湖線篠原駅（普通電車のみ停車）より： 徒歩10分
- ・ JR琵琶湖線近江八幡駅より： タクシー（約10分）
- ・ JR琵琶湖線野洲駅より： タクシー（約15分）

案内図

